

会員医療機関様へ



NPO  
健康情報処理センター  
Aichi Health Information Center

あいち

# NPO たより

TEL 052-241-1351 FAX052-241-1352  
ホームページ <http://www.npo-aichimed.or.jp>

国保連合会及び支払基金から、特定健診等の返戻がありましたら、NPOあいちへ必ずFAX（052-241-1352）していただきますようお願い致します。

## ★★★★ OCR用紙確認のお願い ★★★★★

○健診の情報処理を円滑に進める為OCR用紙の記入について、以下の点についてご注意ください。

◆ 受診券有効期限・受診券整理番号・保険者番号・被保険者証記号番号・受診日・実施機関名・実施機関番号・判定医師名

⇒必須項目ですので、記入漏れがないか確認をお願いします。

◆OCR用紙A面の健診・検査区分は実施した区分に必ずマークして下さい。

⇒マークがないと、請求されない場合があります。

\*データ処理の際、エラーとなりますので、実施していないものにはマークされないようお願いします。

◆OCR用紙B面の問診票番号の 1, 2, 3, 8 は必須項目です。

⇒記入は受診者が行いますが、再度記入漏れがないか確認をお願いします。

また、質問の回答は択一となりますので、複数回答（はい・いいえ）の両方にマークが無い事の確認をお願いします。

◆ 身長・体重・腹囲・腹囲測定方法・血圧・尿糖・尿蛋白

⇒特定健診は全て必須、後期高齢者健診他は必要項目について、記入もれがないか確認をお願いします。

◆ 既往歴・自覚症状・他覚症状 は必須です。

⇒コード一覧表より、正確にコードを記入して下さい。

◆ 診察での医師の判定欄にマークされる場合は、択一（重複マークは不可） をお願いします。  
(なお、未記入の場合は健診結果より自動判定します。)

## ★★ 特定保健指導中止者（途中脱落者）の取り扱いについて★★

特定保健指導の初回面談実施後、対象者が6カ月に及ぶ指導を利用しなくなった（中止：途中脱落）した場合は、それまでに実施したポイント分を必ず請求してください。

途中脱落者の費用請求をそのままにしないでください。詳しい対応はお問い合わせください。

## ★★ 「協会けんぽ」加入事業場の検診データ提供依頼（お願い）について★★

結果報告書内に同封しましたご案内は、各医療機関で「協会けんぽ加入者が労働安全衛生法で定める定期健康診断を実施した」場合に、その結果をNPOあいちへ紙ベース（個人結果、個人簿等）で、ご提出いただくお願いの書面です。

今回の件は「お願い」であり、医療機関に強制するものではありません。